

議案第 70 号

里庄町心身障害者医療費給付条例の一部改正について

里庄町心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 12 月 2 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

令和 7 年度から心身障害者医療費公費負担制度の対象者に精神障害者を追加するとともに、令和 6 年 12 月 2 日からの保険証廃止による個人番号事務への移行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例

里庄町心身障害者医療費給付条例（昭和48年里庄町条例第21号）の一部を次のように改正する。

題名中「心身」を削る。

第1条中「心身障害者（以下「障害者」という。）」を「障害者」に改める。

第3条第1項第2号中「障害を」を「障害と」に改め、同項第3号中「、IQ50以上」を「IQ50以上」に改め、同条第1項に次の1号を加える。

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の精神障害者保健福祉手帳及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に定める精神通院医療に係る自立支援医療受給者証（以下「自立（精神）受給者証」という。）のいずれも所持する者

第3条第2項第2号中「1月から6月の間」を「1月から6月までの間」に改め、「資格」を削り、同項第3号を次のように改める。

(3) 前項第1号から第3号までに掲げる者については、同項第1号から第3号までに該当することとなった時の年齢が65歳以上である者

第3条第2項に次の1号を加える。

(4) 前項第4号に掲げる者については、精神障害者保健福祉手帳を初めて取得した時の年齢が65歳以上である者

第4条第1項中「食事療養及び生活療養」を「食事療養、生活療養及び精神疾患による入院に係る療養であって里庄町障害者医療費給付条例施行規則（以下「規則」という。）に定めるもの」に改め、同条第2項中「及び第9条ただし書」を削る。

第5条中「心身障害者医療費受給資格証」を「障害者医療費受給資格証」に改める。

第6条第1項中「にかかるもの」を「に係る者」に改め、同条第2項中「交付の日から毎年6月末日までとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。」を「以下のとおりとする。」に改め、同条同項に次の2号を加える。

(1) 第3条第1項第1号から第3号までに掲げる者については、交付の日から身体障害者手帳の再認定年月及び知的障害の再判定年月の末日又は受給資格証の交付の日以降の6月末日までのいずれか早い日とする。

(2) 第3条第1項第4号に掲げる者については、交付の日から精神障害者保健福祉手帳の有効期間の末日又は受給資格証の交付の日以降の6月末日までのいずれか早い日とする。

第6条第4項中「ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りではない。」を削り、同項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 町長は、前項の申請があった場合において、受給資格者につき、この条例により医療費の給付を受ける資格があると認めたときは、受給資格証の更新を行うものとする。

5 前2項の規定にかかわらず、町長は、受給資格者につき、この条例により医療費の給付を受ける資格があると認めたときは、職権により受給資格証を更新することができる。

第7条中「第6条」を「前条」に改める。

第9条を次のように改める。

（受給資格証の提示）

第9条 受給資格者が療養を受けようとするときは、当該療養を受けようとする病院、診療所、薬局又は指定訪問看護事業者（以下「医療機関等」という。）から、医療保険各法に規定する電子資格確認その他厚生労働省令等で定める方法により被保険者等であることの確認を受けるとともに、受給資格証の提示等により受給資格者であることの確認を受けなければならない。

第10条第2項中「場合における医療費」を「ときの医療費」に改め、同条第3項中「差止め」を「差止」に改める。

第12条中「届出なければ」を「届け出なければ」に改める。

第14条中「第2条」を「前2条」に改める。

本則に次の1条を加える。

（入院中の者に係る受給資格の特例）

第17条 第3条第1項第4号及び第7条第1項の規定にかかわらず、第3条第1項第4号に掲げる者が、規則で定める精神疾患による入院中に、同号に掲げる自立（精神）受給者証の有効期間の末日を過ぎた場合の当該者に係る入院中の受給資格の取扱いについては、当該療養期間に限り当該者を受給資格者とみなし、第10条第1項ただし書及び同条第2項の規定によるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。